

第2節 災害広報

本町は、大阪府及び防災関係機関と相互に協議調整し、被災者をはじめ、広く住民に対し、正確かつ、きめ細やかな情報を提供する。

第1 災害広報

本町は、平常時の広報手段を活用するほか、避難所への広報紙の掲示など、多様な方法によって、正確な情報の広報活動を実施する。

1 広報の内容

(1) 災害発生直後の広報

- ア 気象等の状況
- イ 土砂災害（二次的災害）の危険性
- ウ 災害時要援護者への支援の呼びかけなど

(2) その後の広報

- ア 被災状況とその後の見通し
- イ 被災者のために講じている施策
- ウ ライフラインや交通施設等の復旧状況
- エ 医療機関などの生活関連情報
- オ 交通規制情報
- カ 義援物資等の取扱いなど

2 広報の方法

- (1) 広報紙の内容変更・臨時発行
- (2) 広報車による現場広報
- (3) 本町防災行政無線（同報系）による広報
- (4) 避難所への職員の派遣、広報紙・ちらしの掲示、配付
- (5) 新聞、ラジオ、テレビによる広報
- (6) 点字やファクシミリ等、多様な手段の活用により、視覚・聴覚障害者等に配慮したきめ細やかな広報

3 災害時の広報体制

- (1) 災害広報責任者による情報の一元化
- (2) 広報資料の作成、防災関係機関との連絡調整

第2 報道機関との連携

本町は、報道機関と連携して、広報活動を実施する。

- 1 町長は、災害に関する予警報の通知を受けたとき、又は自ら災害に関する警報

を行い、緊急放送が必要であると認めるときは、災害対策基本法第57条の規定に基づき、大阪府を通じて、報道機関に対して放送を要請する。

(1) 日本放送協会（大阪放送局）

(2) 一般放送事業者

ア 朝日放送株式会社

イ 株式会社毎日放送

ウ 読売テレビ放送株式会社

エ 関西テレビ放送株式会社

オ テレビ大阪株式会社

カ 大阪放送株式会社

キ 株式会社エフエム大阪

ク 株式会社FM802

ケ 関西インターメディア株式会社

2 報道機関への情報提供

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報、応急対策の実施状況等について、放送事業者、通信社、新聞社等の報道機関に対し、定期的な情報提供を行う。

3 災害時要援護者に配慮した広報

(1) 要援護高齢者・障害者等への情報提供

要援護高齢者・障害者等に配慮した広報を行うよう努める。

(2) 外国人への情報提供

本町は、ボランティア等を通じて情報提供を行うよう努める。

第3 公聴活動の実施

本町は、被災地住民の要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問い合わせに速やかに対応できるよう、専用電話及び専用ファクシミリを備えた窓口を開設するなど、積極的に公聴活動を実施する。